**「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」新旧対照表**

| 現　行 | 改　定　案 | 改定の理由 |
| --- | --- | --- |
| 第１章　総論第２節　環境影響評価及び事後調査の実施手順技術指針に従って、**各**評価項目ごとに現況調査の内容、方法等を検討し、現況調査を実施した後、環境に与える影響の程度、範囲等を予測する。予測の結果、新たに環境保全のための措置が必要と判断される場合は、その内容を検討し、再度予測及び評価を行うものとする。１　（略）２　地域概況の把握（略）別表２　地域概況の把握に係る調査項目

|  |  |
| --- | --- |
| 社会的状況 | 人口、産業、交通、土地利用、水利用、 関係法律・条例等による指定・規制等、その他 |
| 生活環境 | 大気環境、水環境、土壌環境、その他 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、生態系、その他 |
| 歴史的・文化的環境 | 文化財、その他 |

３　（略）４　評価項目の選定３の項において抽出した環境影響要因を基に、別表３に掲げる環境項目の中から評価項目を選定し、別表４に従って整理する。別表３　環境項目

|  |  |
| --- | --- |
| 生活環境 | 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、景観 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場 |
| 歴史的・文化的環境 | 景観、文化財 |
| 環境負荷 | 廃棄物、発生土、温室効果ガス、オゾン層破壊物質 |

別表４　環境影響要因と評価項目の関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境項目 | 環境影響要因の内容 | 選定する理由選定しない理由 |
|  | 小項目 | 施設等の存在 | 施設の供用 | 工事の実施 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 大気質 | 環境基準設定項目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （略） |
| 地球環境 | 地球温暖化 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| オゾン層破壊 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（略）10　事後調査（略）事業計画の作成地域概況の把握環境影響要因の抽出評価項目の選定環境影響評価方法書の作成現況調査の実施住民意見市町村長意見審査会意見知事意見（略）第３節　（略）**第４節　事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順**（略）別表５　環境配慮項目

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 環境配慮項目 |
| 基本的事項 | 周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化 |
| 循環 | 資源循環、水循環 |
| 生活環境 | 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、反射光、都市景観 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合いの活動の場 |
| 歴史的・文化的環境 | 歴史的・文化的景観、文化財 |
| 環境負荷 | 温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土 |

３　環境配慮の方法(1)～(4)　（略）(5) 方法書等への記載ア．　（略）イ．環境配慮の内容等（略）別表７　環境配慮事項１　（略）２　循環

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ２－１　資源循環 |  |  |  |  |  |  |
|  | 循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 建物・施設については、将来**、**解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。 |  |  | ○ |  | ○ |  |
| ２－２　水循環 |  |  |  |  |  |  |
|  | 雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。 |  |  | ○ |  | ○ |  |
| 雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。 | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |

３～６　（略）（略）第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法第１節　大気質１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法 ア．大気汚染に係る調査方法大気汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」（大阪府）、「大気汚染状況報告書」（環境省水・大気環境局）等既存資料の整理、解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 測定方法ａ．環境基準が定められている項目(a)～(d)　（略）(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成**23**年３月環境省水・大気環境局大気環境課）(f) ダイオキシン類「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（**平成20**年３月環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・大気環境課）ｂ．環境基準の定められていない項目（略）(a)　（略）(b) 水銀「有害大気汚染物質測定方法マニュアル**（水銀・ベンゾ[a]ピレン）**」（平成**11**年３月**環境庁大気保全局大気規制課**）（略）イ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 気象の状況地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」（大阪管区気象台）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。（略）第２節　水質・底質１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．水質汚濁に係る調査方法(ｱ)～(ｳ)　（略）(ｴ) 測定方法ａ．採水方法採水方法は、「水質調査方法」（昭和46年９月30日環境庁水質保全局長通**知**）等による。ｂ．分析方法分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。(a) ～(g)　（略）(h) 「上水試験法」（日本水道協会）(i)～(k)　（略） イ．底質に係る調査方法(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 測定方法ａ．（略）ｂ．分析方法及び溶出試験方法分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。(a) ～(d)　（略）(e) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル｣（**平成21**年３月環境省水・大気環境局水環境課）（略）第５節　振動１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．振動に係る調査方法（略）(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 鉄軌道振動（新幹線鉄道を含む。）ａ．～b．（略）ｃ．測定方法測定方法は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」に定める方法による。(ｴ) 工場・事業場振動ａ．～b．（略）ｃ．測定方法工場・事業場振動の測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法による。（略）２　予測(1)～(4)　（略）(5) 予測方法ア．～イ．　（略）ウ．現地実験ただし、アによる方法を用いる場合にあっては、振動源の種類ごとに以下の予測式又はこれと同等レベルの予測式を用いる。(ｱ) 道路交通振動建設省土木研究所提案式（「建設省所管道路事業環境影響評価技術指針（昭和60年９設省技調第516号」）（略）第９節　土壌汚染１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．土壌汚染に係る調査方法(ｱ)　略(ｲ) 測定方法測定方法は、次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択する。ａ．**「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年１月環境庁水質保全局）**ｂ．～ｃ．（略）ｄ．「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（**平成21**年３月環境省水・大気環境局土壌環境課）（略）第10節　日照阻害１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．（略）イ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 地形の状況土地の高低、斜面等について、既存資料の整理、解析又は現地調査の実施により調査する**る**。（略）第12節　気象１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．気象に係る調査方法（略）なお、予測及び評価の方法を勘案して、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」及び「大気汚染常時測定局測定結果」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。(ｱ) 地上の気象の調査ａ．観測期間観測期間は、**各**季節ごとの風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の推移の状況等が把握できる期間とする。（略）第13節　地象１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．（略）イ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 気象の状況降水量について、**「気象年報」等**既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。（略）第14節　水象１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．水象に係る調査方法(ｱ) 河川水象（略）なお、予測及び評価の方法を勘案して、**「流量年表」（日本河川協会）、**「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。（略）第15節　陸域生態系１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．～エ．　（略）オ．関連調査項目の調査方法(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 法令による地域指定等（略）大阪府文化財保護条例（昭和**50**年大阪府条例第**28**号）（略）（略）記載例１　大気質に係る現地調査データの記載例１　窒素酸化物の年間測定結果２～４　（略）５　一酸化炭素の年間測定結果調査期間：　　年　月　日～　　年　月　日 調査の実施者（法人名）：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査地点 | 用途地域 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 8時間値が20ppmを超えた回数とその割合 | 日平均値が10ppmを超えた**回**数とその割合 | 1時間値の最高値 | 日平均値の2%除外値 | 日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 |
| (日) | (時間) | (mg/m3) | (回) | (％) | (**回**) | (％) | (mg/m3) | (mg/m3) | (有×･無○) | (日) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

平成11年３月29日策定　大阪府告示第555号平成12年２月４日改定　大阪府告示第186号平成13年７月27日改定　大阪府告示第1281号平成15年８月15日改定　大阪府告示第1405号平成18年１月31日改定　大阪府告示第201号平成21年８月14日改定　大阪府告示第1299号平成25年３月22日改定　大阪府告示第722号平成27年８月12日改定　大阪府告示第1170号平成29年７月27日改定　大阪府告示第1127号平成30年５月16日改定　大阪府告示第1022号令和元年７月５日改定　大阪府告示第357号 | 第１章　総論第２節　環境影響評価及び事後調査の実施手順技術指針に従って、評価項目ごとに現況調査の内容、方法等を検討し、現況調査を実施した後、環境に与える影響の程度、範囲等を予測する。予測の結果、新たに環境保全のための措置が必要と判断される場合は、その内容を検討し、再度予測及び評価を行うものとする。１　（略）２　地域概況の把握（略）別表２　地域概況の把握に係る調査項目

|  |  |
| --- | --- |
| 社会的状況 | 人口、産業、交通、土地利用、水利用、 関係法律・条例等による指定・規制等、その他 |
| 生活環境 | 大気環境、水環境、土壌環境、その他 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、生態系、その他 |
| 歴史的・文化的環境 | 文化財、その他 |
| **気候変動適応等** | **洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害及び暑熱についての基礎情報及び将来の状況、地震及び津波の被害想定** |

３　（略）４　評価項目の選定３の項において抽出した環境影響要因を基に、別表３に掲げる環境項目**（気候変動適応等については対象事業による環境への影響を増大させ得る自然条件を含む。）**の中から評価項目を選定し、別表４に従って整理する。別表３　環境項目

|  |  |
| --- | --- |
| 生活環境 | 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、景観 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場 |
| 歴史的・文化的環境 | 景観、文化財 |
| 環境負荷 | 廃棄物、発生土、温室効果ガス、オゾン層破壊物質 |
| **気候変動適応等** | **洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害、暑熱、地震、津波** |

別表４　環境影響要因と評価項目の関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境項目 | 環境影響要因の内容 | 選定する理由選定しない理由 |
|  | 小項目 | 施設等の存在 | 施設の供用 | 工事の実施 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 大気質 | 環境基準設定項目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （略） |
| 地球環境 | 地球温暖化 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| オゾン層破壊 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **気候変動適応等** | **洪水・内水氾濫** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **高潮・高波** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **土砂災害** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **暑熱** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **地震** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **津波** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（略）10　事後調査（略）事業計画の作成地域概況の把握環境影響要因の抽出評価項目の選定環境影響評価方法書の作成**(要約書を含む)**現況調査の実施住民意見市町村長意見審査会意見知事意見（略）第３節　（略）**第４節　事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順**（略）別表５　環境配慮項目

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 環境配慮項目 |
| 基本的事項 | 周辺土地利用との調和、改変区域の位置・規模・形状の適正化 |
| 循環 | 資源循環、水循環 |
| 生活環境 | 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、反射光、都市景観 |
| 自然環境 | 気象、地象、水象、陸域生態系、海域生態系、自然景観、人と自然との触れ合いの活動の場 |
| 歴史的・文化的環境 | 歴史的・文化的景観、文化財 |
| 環境負荷 | 温室効果ガス、オゾン層破壊物質、廃棄物、発生土 |
| **気候変動適応等** | **洪水・内水氾濫、高潮・高波、土砂災害、暑熱、地震、津波** |

３　環境配慮の方法(1)～(4)　（略）(5) 方法書等への記載ア．　（略）イ．環境配慮の内容等（略）別表７　環境配慮事項１　（略）２　循環

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 環境配慮項目及び環境配慮事項 | 面整備 | 交通施設 | 供給処理施設 | 埋立事業 | 建築物 | 港湾計画 |
| ２－１　資源循環 |  |  |  |  |  |  |
|  | 循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 建物・施設については、将来**の**解体の際に発生する廃棄物の減量化・リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。 |  |  | ○ |  | ○ |  |
| ２－２　水循環 |  |  |  |  |  |  |
|  | 雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。 |  |  | ○ |  | ○ |  |
| 雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。 | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |

３～６　（略）**７　気候変動適応等**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **環境配慮項目及び環境配慮事項** | **面整備** | **交通施設** | **供給処理****施設** | **埋立事業** | **建築物** | **港湾計画** |
| **７－１　洪水・内水氾濫** |  |  |  |  |  |  |
|  | **浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、洪水・内水氾濫による浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。** |  |  | **○** |  |  |  |
| **７－２　高潮・高波** |  |  |  |  |  |  |
|  | **工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。** |  |  | **○** |  |  |  |
| **廃棄物海面最終処分場にあっては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。** | **○** |  |  |  |  |  |
| **７－３　土砂災害** |  |  |  |  |  |  |
|  | **大雨に対応できる十分な能力を有する排水施設の設置など、大雨に起因する土砂災害の発生の防止に努めること。** | **○** |  |  |  |  |  |
| **７－４　暑熱** |  |  |  |  |  |  |
|  | **日射の低減、地表面及び施設壁面等の高温化抑制・冷却、空気及び人体の冷却、人工排熱の低減、風の誘導や排熱の位置等の考慮など、ヒートアイランド現象等暑熱による健康リスクの低減に努めること。** | **○** |  |  |  | **○** |  |
| **７－５　地震** |  |  |  |  |  |  |
|  | **施設の耐震性能の確保、電力喪失対策及び液状化への対策など、地震に起因する化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。** |  |  | **○** |  |  |  |
| **７－６　津波** |  |  |  |  |  |  |
|  | **沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、浸水対策、流出防止対策及び電力の喪失への対策など、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。** |  |  | **○** |  |  |  |
| **廃棄物海面最終処分場にあっては、護岸の高さの確保、流出防止対策、越波による配管等の損傷の防止、電力の喪失への対策など、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいによる環境リスクの低減に努めること。** | **○** |  |  |  |  |  |

（略）第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法第１節　大気質１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法 ア．大気汚染に係る調査方法大気汚染に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時**監視**測定局測定結果」（大阪府）、「大気汚染状況報告書」（環境省水・大気環境局）等既存資料の整理、解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 測定方法ａ．環境基準が定められている項目(a)～(d)　（略）(e) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成**31**年３月環境省水・大気環境局大気環境課）(f) ダイオキシン類「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（**令和４**年３月環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室・大気環境課）ｂ．環境基準の定められていない項目（略）(a)　（略）(b) 水銀「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成**31**年３月**環境省水・大気環境局大気環境課**）（略）イ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 気象の状況地上及び上空の気象の状況について、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大気汚染常時**監視**測定局測定結果」、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」（大阪管区気象台）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。（略）第２節　水質・底質１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．水質汚濁に係る調査方法(ｱ)～(ｳ)　（略）(ｴ) 測定方法ａ．採水方法採水方法は、「水質調査方法」（昭和46年９月30日環境庁水質保全局長通**達**）等による。ｂ．分析方法分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。(a) ～(g)　（略）(h) 「上水試験**方**法」（日本水道協会）(i)～(k)　（略） イ．底質に係る調査方法(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 測定方法ａ．（略）ｂ．分析方法及び溶出試験方法分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。(a) ～(d)　（略）(e) 「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル｣（**令和４**年３月環境省水・大気環境局水環境課）（略）第５節　振動１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．振動に係る調査方法（略）(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 鉄軌道振動（新幹線鉄道を含む。）ａ．～b．（略）ｃ．測定方法測定方法は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」**（昭和51年環大特32号）**に定める方法による。(ｴ) 工場・事業場振動ａ．～b．（略）ｃ．測定方法工場・事業場振動の測定方法は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」**（昭和51年環境庁告示90号）**に定める方法による。（略）２　予測(1)～(4)　（略）(5) 予測方法ア．～イ．　（略）ウ．現地実験ただし、アによる方法を用いる場合にあっては、振動源の種類ごとに以下の予測式又はこれと同等レベルの予測式を用いる。(ｱ) 道路交通振動建設省土木研究所提案式（「建設省所管道路事業環境影響評価技術指針（昭和60年９**月建**設省技調**発**第516号」）（略）第９節　土壌汚染１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．土壌汚染に係る調査方法(ｱ)　略(ｲ) 測定方法測定方法は、次に掲げるものに定められている測定の方法から、項目に応じて選択する。ａ．**「土壌汚染対策法に基づく告示」**ｂ．～ｃ．（略）ｄ．「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（**令和４**年３月環境省水・大気環境局土壌環境課）（略）第10節　日照阻害１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．（略）イ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 地形の状況土地の高低、斜面等について、既存資料の整理、解析又は現地調査の実施により調査する。（略）第12節　気象１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．気象に係る調査方法（略）なお、予測及び評価の方法を勘案して、調査地域内又はこれに近接する気象官署の「地上気象観測原簿」又は「大阪府の気象」及び「大気汚染常時**監視**測定局測定結果」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。(ｱ) 地上の気象の調査ａ．観測期間観測期間は、季節ごとの風向の出現頻度、風速の階級別出現頻度及び気温の推移の状況等が把握できる期間とする。（略）第13節　地象１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．（略）イ．関連調査項目の調査方法(ｱ) 気象の状況降水量について、既存資料の整理・解析又は現地調査の実施により調査する。（略）第14節　水象１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．水象に係る調査方法(ｱ) 河川水象（略）なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。（略）第15節　陸域生態系１　現況調査(1)～(2)　（略）(3) 調査方法ア．～エ．　（略）オ．関連調査項目の調査方法(ｱ)～(ｲ)　（略）(ｳ) 法令による地域指定等（略）大阪府文化財保護条例（昭和**44**年大阪府条例第**５**号）（略）**第22節　洪水・内水氾濫****１　現況調査****(1) 調査項目****洪水・内水氾濫に係る調査項目は、現況の最大日降水量及びハザードマップの情報（想定雨量、最大浸水深、過去の浸水記録等）並びに将来における最大日降水量等とする。****(2) 調査地域****調査地域は、対象事業の実施場所とする。****(3) 調査方法****洪水・内水氾濫に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。****(4) 調査の結果****調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。****２　予測****(1) 予測事項****予測事項は、洪水・内水氾濫に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。****(2) 予測の対象時期****予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。****(3) 環境保全対策****洪水・内水氾濫に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。****(4) 予測方法****予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策等を考慮し、既存資料等を参考にして推定する方法等による。****(5) 予測の結果****予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。****３　評価****(1) 評価項目****評価項目は、予測した項目とする。****(2) 評価の指針****洪水・内水氾濫に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。****(3) 評価方法****現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。****第23節　高潮・高波****１　現況調査****(1) 調査項目****ア．沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る調査項目****高潮・高波に係る調査項目は、現況の大阪湾の潮位偏差及びハザードマップの情報（最大浸水深、過去の浸水記録など）並びに将来における大阪湾の潮位偏差及び平均海面水位の上昇量等とする。****イ．廃棄物海面最終処分場に係る調査項目****高潮・高波に係る調査項目は、現況及び将来の大阪湾の潮位偏差及び平均海面水位の上昇量等とする。****(2) 調査地域****調査地域は、対象事業の実施場所とする。****(3) 調査方法****高潮・高波に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。****(4) 調査の結果****調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。****２　予測****(1) 予測事項****ア．沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る予測事項****予測事項は、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。****イ．廃棄物海面最終処分場に係る予測事項****予測事項は、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。****(2) 予測の対象時期****予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。****(3) 環境保全対策****高潮・高波に起因する化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。****(4) 予測方法****予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策を考慮し、既存資料等を参考にして推定する方法等による。****(5) 予測の結果****予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。****３　評価****(1) 評価項目****評価項目は、予測した項目とする。****(2) 評価の指針****沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、高潮・高波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。****廃棄物海面最終処分場にあっては、高潮・高波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設への浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。****(3) 評価方法****現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。****第24節　土砂災害****１　現況調査****(1) 調査項目****土砂災害に係る調査項目は、現況及び将来における最大時間降水量及び最大日降水量並びに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況とする。****(2) 調査地域****調査地域は、対象事業の実施場所とする。****(3) 調査方法****土砂災害に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。****(4) 調査の結果****調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。****２　予測****(1) 予測事項****予測事項は、円弧すべり面を仮定した安定計算等により算出される安全率とする。****(2) 予測の対象時期****予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。****(3) 環境保全対策****大雨による土工構造物や残土処分場に埋立てられた土砂の安定性の低下に関して環境への影響の防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。****(4) 予測方法****予測方法は、円弧すべり面を仮定した安定計算等による定量的な予測とする。また、降雨による地下水の水位上昇時についても予測を行うものとする。****(5) 予測の結果****予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。****３　評価****(1) 評価項目****評価項目は、予測した項目とする。****(2) 評価の指針****①大雨による土工構造物や残土処分場に埋立てられた土砂の安定性の低下に関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。****②宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等に関する工事の技術的基準及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準に適合するものであること。****(3) 評価方法****安定計算によって得られた安全率を許容安全率と比較するなど、評価の指針に照らして評価する。****第25節　暑熱****１　現況調査****(1) 調査項目****暑熱に係る調査項目は、現況及び将来における夏季の気温、相対湿度、日射量、風速及びＷＢＧＴ（暑さ指数）等とする。****(2) 調査地域****調査地域は、対象事業の実施場所とする。****(3) 調査方法****暑熱に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。なお、予測及び評価の方法を勘案して既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。****ア．調査期間****調査期間は、暑熱の状況を適切に把握できる期間とする。****イ．調査地点****調査地点は、対象事業の種類、規模及び気象状況等を考慮し、調査地域を代表する気温等の状況が把握できる地点とする。****ウ．測定方法****気温、相対湿度、日射量及び風速の観測方法は、「地上気象観測指針」に定める方法によるとともに、予測を行うために十分な精度を有する観測結果が得られるように、気象測器を選定する。****ＷＢＧＴの測定方法は、JIS Z 8504による。****(4) 調査の結果****調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。****２　予測****(1) 予測の対象時期****予測の対象とする時期は、原則として21世紀末頃とする。****(2) 環境保全対策****暑熱の状況の悪化の防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。****(3) 予測方法****予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選定する。****ア．ヒートアイランド対策熱負荷計算モデル等による定量的な予測****イ．建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の評価項目を参考とした定性的な予測****ウ．対策手法及び対策量による定性的な予測****(4) 予測の結果****予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。****３　評価****(1) 評価項目****評価項目は、予測した項目とする。****(2) 評価の指針****事業の実施による気温、相対湿度、日射量、風速及びWBGT等への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。****(3) 評価方法****現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。****第26節　地震****１　現況調査****(1) 調査項目****地震に係る調査項目は、南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震、生駒断層帯地震、有馬高槻断層帯地震又は中央構造線断層帯地震についての被害想定（想定震度及び液状化可能性（ＰＬ値））とする。****(2) 調査地域****調査地域は、対象事業の実施場所とする。****(3) 調査方法****地震に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。****(4) 調査の結果****調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。****２　予測****(1) 予測事項****予測事項は、地震に起因する化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。****(2) 予測の対象時期****予測の対象とする時期は、対象事業が完了し施設の利用が最大となる時期とする。****(3) 環境保全対策****地震に起因する化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。****(4) 予測方法****予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策を考慮し、既存資料等を参考にして推定する方法等による。****(5) 予測の結果****予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。****３　評価****(1) 評価項目****評価項目は、予測した項目とする。****(2) 評価の指針****地震に起因する化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がされていること。****(3) 評価方法****現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。****第27節　津波****１　現況調査****(1) 調査項目****ア．沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る調査項目****津波に係る調査項目は、津波浸水深とする。****イ．廃棄物海面最終処分場に係る調査項目****津波に係る調査項目は、津波波高とする。****(2) 調査地域****調査地域は、対象事業の実施場所とする。****(3) 調査方法****津波に係る調査は、原則として既存資料の整理等による。****(4) 調査の結果****調査の結果をとりまとめるに当たり、既存資料の整理・解析により調査した場合は、その出典を明らかにするものとする。****２　予測****(1) 予測事項****ア．沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る予測事項****予測事項は、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。****イ．廃棄物海面最終処分場に係る予測事項****予測事項は、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の浸水に伴う化学物質の漏えいの発生リスクの程度とする。****(2) 予測の対象時期****ア．沿岸域に立地する工場等の供給処理施設に係る予測事項****予測の対象とする時期は、対象事業が完了し施設の利用が最大となる時期とする。****イ．廃棄物海面最終処分場に係る予測事項****予測の対象とする時期は、埋立処分の用に供する時期及び処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設の利用が最大となる時期とする。****(3) 予測地域****予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。****(4) 環境保全対策****津波に起因する化学物質の漏えいの防止のために計画した環境保全対策の内容、実施時期及び効果をとりまとめる。****(5) 予測方法****予測方法は、対象事業の種類、規模及び環境保全対策を考慮し、既存資料等を参考にして推定する方法等による。****(6) 予測の結果****予測の前提となる計画諸元、予測に際して考慮した事項、予測の結果等をとりまとめる。****３　評価****(1) 評価項目****評価項目は、予測した項目とする。****(2) 評価の指針****沿岸域に立地する工場等の供給処理施設にあっては、津波に起因する浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。****廃棄物海面最終処分場にあっては、津波に起因する越波による廃棄物及び内水の流出や処分場の廃止後に立地する工場等の供給処理施設への浸水に伴う化学物質の漏えいに関して環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。****(3) 評価方法****現況調査及び予測の結果に基づき、評価の指針に照らして評価する。**（略）記載例１　大気質に係る現地調査データの記載例１　**一酸化窒素及び**窒素酸化物の年間測定結果２～４　（略）５　一酸化炭素の年間測定結果調査期間：　　年　月　日～　　年　月　日 調査の実施者（法人名）：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調査地点 | 用途地域 | 有効測定日数 | 測定時間 | 年平均値 | 8時間値が20ppmを超えた回数とその割合 | 日平均値が10ppmを超えた**日**数とその割合 | 1時間値の最高値 | 日平均値の2%除外値 | 日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 | 環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 |
| (日) | (時間) | (mg/m3) | (回) | (％) | (**日**) | (％) | (mg/m3) | (mg/m3) | (有×･無○) | (日) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

平成11年３月29日策定　大阪府告示第555号平成12年２月４日改定　大阪府告示第186号平成13年７月27日改定　大阪府告示第1281号平成15年８月15日改定　大阪府告示第1405号平成18年１月31日改定　大阪府告示第201号平成21年８月14日改定　大阪府告示第1299号平成25年３月22日改定　大阪府告示第722号平成27年８月12日改定　大阪府告示第1170号平成29年７月27日改定　大阪府告示第1127号平成30年５月16日改定　大阪府告示第1022号令和元年７月５日改定　大阪府告示第357号**令和５年３月31日改定　大阪府告示第428号** | 文言の修正気候変動適応等の導入のため記載漏れの追加気候変動適応等の導入のため文言の修正文言の修正最新版に更新文言の修正文言の修正最新版に更新出典を追記出典を追記文言の修正最新版に更新最新版に更新文言の修正文言の修正文言の修正「気象庁年報」刊行終了による削除「流量年表」刊行終了による削除文言の修正新設１の表との整合のため追記文言の修正 |